



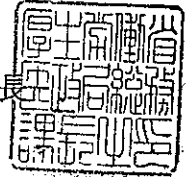
医政総発 0810 第 1 号
平成 27 年 8 月 10 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長



長期入院者がマイナンバー通知カードを入院先で受け取るに当たっての
居所情報の登録申請等について（依頼）

平素より医療行政に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 10 月以降、国民一人一人の住民票の住所に対し、12 桁のマイナンバー（社会保障・税番号）を記した通知カードの送付が始まります。

これに伴い、別添 1 のとおり総務省より各都道府県に対し、「やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カードの送付に係る事務処理要領」（平成 27 年 7 月 27 日総行住第 78 号総務省自治行政局住民制度課長通知）が発出されたところです。

その中で、本年 10 月 5 日以降、長期間の入院が見込まれ、かつ、入院期間中は住民票上の住所（以下「住所地」という。）に誰も居住していないため、住所地において通知カードの送付を受けることができない方については、ご本人や代理の方から住民票上の住所がある市区町村に対して、あらかじめ入院先を居所として登録すると、入院先で通知カードを受け取ることができることとなりました。

居所情報の登録に当たっての手續等の概要は別添 2 の「長期入院者がマイナンバー通知カードを入院先で受け取るに当たっての居所情報の登録申請等に係る流れ（概要）」にまとめておりますが、各医療機関においては、長期入院中の方に対する居所情報の登録に関する周知及び居所情報登録申請書のご確認等につき、下記のとおりご協力を賜りたいと考えておりますので、貴管下の医療機関及び関係団体等への周知をお願いいたします。

記

1. 医療機関における居所情報登録の対象者

本年10月5日以降、長期間の入院が見込まれ、かつ、入院期間中は住所地に誰も居住していないため、住所地において通知カードの送付を受けることができない方

2. 患者さんによる居所情報の登録申請の方法

患者さんにおいて居所情報登録申請書(別添3)に必要な事項を記載の上、本年8月24日(月)から9月25日(金)までに(持参又は必着)、申請書を本人確認書類等とともに、住民票のある市区町村(政令指定都市に住民票がある方は区役所)に郵送等していただく必要があります。

詳細は別添4のQ&A1に掲げた総務省等のウェブサイトも併せてご覧ください。

3. 医療機関における居所情報登録申請書の確認等の方法

患者さんから居所情報登録申請書の確認等の依頼がありましたら、別添4のQ&A11に沿ってご確認・押印等をお願いいたします。

4. 医療機関における周知用のポスター・リーフレット

ポスター・リーフレットは以下のホームページから入手いただけます。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000370650.pdf

※ 1枚目のみ印刷したものがポスターで、1・2枚を両面印刷したものがリーフレット(別添5)です。

ダウンロード・印刷の上、医療機関内での掲示や配布につき、ご協力をお願いします。

担当：

(長期入院者の居所情報登録について)

厚生労働省医政局総務課

小林、家田

03-3595-2189 (直通)

kobayashi-maki@mhlw.go.jp

ieda-yuuya@mhlw.go.jp

(マイナンバー全般について)

マイナンバーコールセンター

0570-20-0178

【全国共通ナビダイヤル】

9:30~17:30 (土日祝日・年末年始を除く)